

## 第 2 回世田谷区農業委員会総会

日：令和 2 年 9 月 29 日（火）

場所：区役所第二庁舎第 2 委員会室

## 第2回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和2年9月29日（火）午後3時から

開催場所：区役所第二庁舎第2委員会室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、橋本正志、野島秀雄、大塚信美、石井朝康、加々美栄一、岩本敏行、石井勝、三田浩司、細井誠一、海老澤健、宮川喜久、荻部嘉也、鈴木利彰、植松智、本澤絢子、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 湯本由美、主事 岡田英朗、  
主事 関智秋

## 会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第4条について
    - ・農地法第5条について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
5. 協議事項
  - (1) 令和2年11月の総会日程(案)について
6. 報告事項
  - (1) ふれあい農園「いも掘り」、「落花生の収穫」、「親子で秋野菜の収穫」の開催について
  - (2) 「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集について
  - (3) 「せたがや園芸市」の開催中止について
7. 閉 会

事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第2回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

(資料確認)

それでは、次第に続きまして、まず、2の会長挨拶からお願いしたいと思います。穴戸会長、お願いします。

穴戸会長

(会長挨拶)

本日の議案は3議案、19件、そして協議事項、報告事項が3件ございますので、それも併せて進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。では、総会を始めさせていただきます。

次に、本日の署名委員ですが、まずは、署名委員について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(署名委員の役割等について説明)

穴戸会長 それでは改めて、本日の署名委員を野島秀雄委員、大塚信美委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

次第4の議案の審議に入ります。

本日は、(1)の第1号議案でございます。農地法第3条に基づく許可申請についてを2件上程いたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、事務局から議案内容等につきまして説明をさせていただきます。

先月、農地パトロール勉強会があったために時間が取れませんでしたので、今回は各議案につきまして根拠法令等をご説明申し上げながら進めたいと思います。

第1号議案の農地法第3条に基づく許可申請につきましては、農地を農地として所有権の移転を行うことについての許可申請となります。

まず、簡単に根拠法令から説明させていただきますと、番号を振っていないのですが、左上に農地法(抜粋)と記載された資料の1ページをご覧ください。

一番上の下線を引いた部分、農地法第3条の条文を読ませていただきます。第3条「農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借によ

る権利、賃貸権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とあります。つまり、農地の所有権移転においては、農業委員会の皆様にご審議いただき、その許可を得る必要があるということが第3条第1項の条文に定められております。

続きまして、2ページをご覧くださいと思います。

真ん中の下あたり、下線を引いてある部分が第3条第2項です。読み上げますと、「前項の許可は、」 この前項というのは先程の第1項のことです 「次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。」とあります。ここで言う次の各号というのは、その下の第1号から第5号、3ページに移りまして、第6号、第7号のことを示しております。ただ、この2項にはただし書がございます。「第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる場合において政令」 これは農地法施行令のことです 「で定める相当の事由があるときは、この限りでない。」とのただし書になります。つまり、これら第1号から第7号までの要件に該当する場合は、許可をすることはできませんが、第1号、第2号、第4号、第5号については、該当していたとしても相当の事由があれば許可をすることができるということになります。

では、その相当の事由とは何なのか、4ページをご覧ください。こちらが農地法施行令の抜粋です。一番上の下線部、「農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外」をうたった第2条です。「第2条 法第3条第2項第1号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。」とあります。つまり、これは農地の権利移動について許可できない項目に該当はしているけれども、例外として許可することができる事由、つまり、先程の相当の事由を定めた条文となります。

5ページの真ん中あたり、下線が引かれている部分に「法第3条第2項第5号に掲げる場合の同項ただし書の政令で定める相当の事由は、次のとおりとする。」という記載がありまして、その第1号に、「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる」ときとあります。また、第3号に、「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」とあります。これは、畦畔等の払下げ等により農地に組み込む場合等の事例があります。今回のこの案件は、

第2項の第1号から第7号、どの要件にも該当していませんけれども、実際に、3条の申請では該当するものがほとんどになります。それらの申請につきましては、今申し上げました2項目に該当するものとして判断することがほとんどとなっております。

今ご説明させていただきました内容を現地での調査表にしたものが、資料No.1の12ページの農地法第3条の規定による許可申請の調査書になります。こちらの調査書につきましては、調査をしていただきました加々美委員からのご報告の際にもご覧いただければと思います。

それでは、本題に入らせていただきます。1枚目の資料No.1-1にお戻りいただければと思います。第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についてでございます。

受付番号2-3-2。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

事務局からは以上となります。

穴戸会長 この件につきまして調査されました加々美栄一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

加々美委員 9月24日、事務局の方2名と調査をしてまいりました。

(調査内容、3条要件に適合している旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。この件について意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認めまして、これを許可することにいたします。

以上で、第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終了いたします。

それでは続きまして、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が3件、農地法第5条が2件となっております。

それでは、事務局からご報告をお願いします。

事務局 それでは、初めに農地法に基づく転用届出等について説明させていただきます。

まず、農地法第4条についてですが、この条文では、農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとあります。例えば、農地を宅地にする場合等はこの手続が必要となります。

また、第5条では、農地を農地以外のものにするために、これらの土地に対し権利を設定し、または移転する場合、つまり所有者の変更がある場合のことですけれども、この場合には都道府県知事の許可を受けなければならないとあります。こちらは宅地化農地の売却のとき等に必要な手続となります。

ただし、いずれも市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば、転用許可は要しないとうたわれています。この届出については会長の専決処分としておりまして、総会では事務局からの報告のみとさせていただいております。

それでは、資料No.2-1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続いて、資料No.2-2をご覧ください。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続いて、資料No.2-3をご覧ください。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

資料No.3-1に移らせていただきます。ここからは、第2号議案農地法第5条に基づく転用届出についてとなります。こちらも全件専決処理のため、報告のみとさせていただきます。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.3-2に移らせていただきます。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

穴戸会長 この件につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案は終了させていただきます。

それでは、続きまして(3)第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが11件ございます。

それでは、まず相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.4をご覧ください。相続税納税猶予に関する適格者証明願についてです。

農業経営の承継については、遺産分割によって農業経営が困難になるといった問題がありました。そこで、農業細分化防止と農業後継者の育成を税制面から支援するために、昭和39年に贈与税の納税猶予の特例が、昭和50年に相続税の納税猶予の特例が設けられて、改正を重ねて現在に至っております。

この証明は、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するという性格のものであります。

それでは改めまして、第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

穴戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

植松委員 9月24日木曜日に申請人であります 様の代理人の 様立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたしま



す。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。10件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料No.5 - 1をご覧ください。こちらは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてとなります。

これは納税猶予を受けている方が引き続き納税猶予を受ける際、3年を経過するごとに相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となります。その届出書の添付書類として求められるのが、この引き続き農業経営を行っている旨の証明となります。

それでは、第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

野島委員 9月17日木曜日、相続人の さんと さん立会いの下、事務局2名とともに調査をしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、採決をさせていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認めまして、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.5 - 2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 この件について調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いしま

す。

三田委員 9月17日、事務局の方2名と現地に行って調査してまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。この件について意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認めまして、証明書を発行することいたします。

(3件目は農業委員からの申請のため、当該委員は農業委員会法に基づきその間退出)

高橋会長職務代理者 それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは、お手元の資料No.5-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

高橋会長職務代理者 調査されました加々美委員、結果の報告をお願いいたします。

加々美委員 9月24日、申請人である 氏立会いの下、事務局の方2名と調査をいたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

高橋会長職務代理者 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

高橋会長職務代理者 よろしいですか。では、意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

高橋会長職務代理者 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

では、 に入室をお願いいたします。

〔 着席 〕

穴戸会長 次に、4件目を事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.5 - 4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

穴戸会長 この件について調査されました志村秀典委員、調査結果の報告をお願いいたします。

志村委員 報告いたします。9月17日木曜日、申請人である 様立会いの下、事務局2名とともに調査いたしました。

（調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。）

以上でございます。よろしくをお願いします。

穴戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見等がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

穴戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

穴戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは引き続き、お手元の資料No.5 - 5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

穴戸会長 この件につきまして調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

三田委員 9月17日、事務局2人の方と行ってまいりました。立ち会いいただいたのは  
さんと さんのお2人です。

（調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。）

以上です。

宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目、7件目はともに野島委員からの報告になりますので、2件続けて事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.5 - 6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

次の資料No.5 - 7ですが、隣接する土地のため、続けさせていただきます。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

宍戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

野島委員 9月17日木曜日、賢次さん立会いの下、事務局2名と調査をいたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

宍戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、8件目を事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.5 - 8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 この件について調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

大塚委員 この件につきましては、9月17日、事務局さん2人と私と3人で調査しました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。この件についてご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 賛成多数と認めまして、証明書を発行することにいたします。

次に、9件目を事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは引き続き、お手元の資料No.5 - 9をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 この件について調査されました石井勝委員、調査結果の報告をお願いいたします。

石井(勝)委員 9月24日木曜日、相続人である 様の立会いの下、事務局2名とともに調査しました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。この件につきましてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、10件目を事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 それでは引き続き、お手元の資料No.5 - 10をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

海老澤委員 9月24日木曜日、事務局2名と さんの立会いの下、現地を確認いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。この件につきましてご意見等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認めまして、証明書を発行することいたします。

次に、11件目を事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.5 - 11をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上です。

穴戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

鈴木委員 調査日は9月18日、事務局2名と 氏立会いの下、調査をしまいりまし

た。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

宍戸会長 ありがとうございます。この件につきましてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

宍戸会長 ありがとうございます。賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

令和2年11月の総会日程(案)について協議いたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 お手元の資料No.6、令和2年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日程につきましては、10月30日金曜日午後3時30分、いつもより30分遅れになります。会場は区役所第2庁舎4階の大会議室で開催されることが決定しております。

11月の開催日時につきましては、11月30日月曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階の第2委員会室、ここと同じ部屋の予定となっております。ご確認をお願いいたします。

以上です。

宍戸会長 この件につきましてご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 質問等がないようですので、それでは、11月の開催日程については原案どおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

宍戸会長 異議なしという声をいただきましたので、開催案のと通りの決定といたします。

す。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(3)について、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、資料No.7をご覧ください。ふれあい農園「いも掘り」と「落花生の収穫」の開催のご案内です。

内容につきましては、お配りいたしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、10月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内させていただいております。

続いて、裏面をご覧ください。こちらはふれあい農園「親子で秋野菜の収穫」の開催のご案内です。

内容につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、10月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内させていただいております。

続きまして、資料No.8に移らせていただきます。「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集についてのご案内でございます。3枚ペーパーがございます。当農業委員会等で特に取りまとめ等はいたしません、お問合せ等があった際にはご案内いただけますようお願いいたします。

最後に、資料はございませんが、世田谷園芸市の開催中止についてです。10月9日から11日の開催を予定しておりました園芸市についてですが、今年度はコロナ禍の影響を受けまして、残念ながら中止となりました。

簡単ではございますが、事務局からは以上でございます。

穴戸会長 この件につきましてご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 質問がなければ、この件は終了いたします。

以上で、報告事項を終了いたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他、全般的な事項についてご意見がありましたら発言をお願いいたします。

海老澤委員 今、農地パトロール中なんですけれども、2015年に都市農業振興基本法が施行されまして、その後、生産緑地の利用についていろいろ緩和された情報が出ました。例えば、生産緑地の畑の一部に販売所を作っているとか、そういうことなんですけれども、



今、パトロールの調査要項の中にそれが反映されていなかったということで、その後、そういうリーフレットが出たので、資料を今回の会でお出しして下さいと事務局にお話ししたんですけれども、どうなっていますか。

今、調査パトロール中なので、皆さんに即郵送してもらえればいいんじゃないかと思うんです。

来年は、それを反映してもらうか、添付してもらった方がいいんじゃないかと思うんです。

事務局 おっしゃるとおりです。そもそも肥培管理の見方のマニュアル自体を更新しなければいけない状況です。

海老澤委員 あと、直売所とか幾つかいろいろ要件があったでしょう。コンクリートを打っていい部分もあるとかというのもあったかな。

事務局 コンクリートまではどうだったか。

海老澤委員 資料を見れば分かると思うんですけれども、出ているはずなので、よろしくをお願いします。

事務局 事務局で対応させていただきます。申し訳ございません。

穴戸会長 ほかにはご意見ございませんか。

真鍋委員 このテーマが出ると、前の期からずっとそうなんですけれども、今のお話は、生産緑地であろうとも直売所を作ってもいいし、レストランを造ってもいいしとかという、パンフレットが配られて、今までの対応とは違うよという中で、ずっとそれについてきたのは、ただし、相続税納税猶予を受けた生産緑地はこれにあらずみたいに書いてあった。これは一体どうするんだという中で、相続税納税猶予を受けた生産緑地を貸借円滑化法によってお貸しして、そこは器具置場や水道、いろんな施設を造った際にこれがオーケーだったという事例があります。そうすると、相続税納税猶予を受けた生産緑地であってもそういうことは可能じゃないのかという議論がこの農業委員会ではあった訳です。このことについて税務当局に確認をして報告を受けることになっているんですが、今、生産緑地をお持ちの方、特に相続税納税猶予を受けた生産緑地をお持ちの方にどういってお話をしているのか、私自身もはっきり捉まえていないんです。

だから、そのこのところをはっきりさせていかないと、これまでどおり一切まかりならんと言うのかどうなのかという部分と、それから、相続税納税猶予を受けていない生産緑地はこうだということと、きっちり仕分けていかないと、いろいろ混乱をもたらすし、解釈も様々だと思うので、これも整理してもらいたいと思います。

菅沼委員 それと、もう1件継続で、税務処理に対しても各税務署で考え方が違いますから、その辺の世田谷全体の調整というのにも必要になると思います。その辺も配慮していただきたいと思います。

事務局 今おっしゃられたとおりで、実は、生産緑地内で行えること、それから納税猶予を受けている人で行えることというペーパーがあるのは確かなんです。ただ、全くそれにのっとっているかということ、例えば、本来であれば納税猶予を受けているところで行えるものを造ったとしても、都税事務署から、そこは農地じゃありませんね、固定資産課税率が変わりますと言われたりすることがあるんです。2年ぐらい前ですが、税務署に対して、統一的な見解は出せないかと申し入れたことがあるんですけども、やっぱり税務署、それから担当によって判断が違う、統一的な回答は出せないという、ちょっと逃げのような回答をいただいた記録がございます。ですので、今でも恐らく税務署に聞いても同じなので、私どもはそこら辺は怖いので、もし納税猶予を受けていらっしゃる方がいたら、確実に担当の税務署に確認をしてくれとアドバイスはしております。今のところ、私どもで行えるのはそこまでのかなと思っています。

以上です。

穴戸会長 ほかによろしいですか。

橋本委員 先日、農地パトロールの資料を頂きまして、その件について2点ばかり参考というか、私が気がついた点を紹介させていただきます。

まず1点は、生産緑地をチェックするための地図を頂いたんです。あれを見て、真剣に取り組まなきゃいけないなという感じはしました。ただ、実務でパトロールの作業をする場合に、大きいと取扱いに困ってしまうのでコンパクトな方がいいんじゃないかなと思いました。ファイルに、例の担当地区一覧という用紙と地図を、そのまま折れるようにして、ぱっと見られるようにしないと、ああいう大きなもの見て現場を確認というのがしにくいんです。実務上はもうちょっと簡単にできる方法があるんじゃないか。これは1つの案ですけども、地図だけを入れてやる方法もあったりします。私としては扱いにくかったので、そんなことを考えて事務局にはちょっとお話しさせていただきました。それが1つです。

それからもう1つは、パトロールでの結果報告を事務局に提出して下さいとなっております。私としては、農業委員の名称だとか、サインみたいなのを書く欄を設けるとかして、調査結果の報告書とかの形で表した方がいいんじゃないかという話を事務局にしました。それはそんなに重要なものじゃないと、没になりそうな感じなんですけれども、一応、そ

れは紹介させてもらいました。今日、そんな話なのでできませんけれども、そんな内容です。一応参考に、皆さんのご意見等がありましたら、意見を出していただければありがたいなと思っております。

事務局 1つ補足させて下さい。ただいま委員から、重要なものじゃないという話がありましたけれども、事務局が申し上げたのは、重要なものではないということではなくて、報告書という形にすると、委員一人ひとりの責任が少し重くなるのではないかと。ですから、名前入りの報告書よりも、調べた結果の連絡票という程度でとどめてほしいというお話を申し上げております。決して、これが重要でないとは思っておりませんので、申し上げておきます。

あと1つだけ、営農だよりができました。そんなに枚数はないのですけれども、お1人10枚ぐらいでしたらお渡しすることは可能だと聞いておりますので、調査先で配るとかございましたら、言っていただければ、そのくらいでしたら工面できます。

以上でございます。

穴戸会長 よろしいでしょうか。

岡本委員 念のため伺います。先程、海老澤委員からのご質問ですとか、あと真鍋委員や菅沼委員からのご意見が出ましたけれども、その結果はどのようにされるのか。先程のご発言で終わってしまうのか、もしくはきちんとしたコメントを、今、区が把握された内容等を含めて、何かまた農業委員の皆様には……。

事務局 税務署とのお話ですね。

岡本委員 も含めて、そのパンフレット等のご案内はどのようにされるのかというのだけここで確認させてください。

事務局 パンフレットにつきましては、肥培管理の見方のマニュアル……。

海老澤委員 肥培管理じゃないよ。利用の仕方だよ。それはちゃんとした冊子になっていて、真鍋委員が説明されたような農家レストランだとか、そういうこともちゃんと書いてあります。だから、できたものがあるんだから、それをコピーして、即郵送して下さい。それで皆さん分かると思います。

橋本委員 今の件とは直接関係ありませんけれども、約20年ぐらい前に生産緑地の相続で税務署等の検査がありました。そのときに生産緑地の一部に車を置いたり、機械を置いたりするので、砂利だとかじゅうたんだとか、そういう形で現状あったんです。そうしましたら、農地というのはちゃんと土が見えて、耕作できないところはだめですという説明

がありまして、私は、生産緑地を維持するためには、車も置かなきゃいけない、機械も置かなきゃいけないということで、それは生産緑地の事業活動になくてはならないものですよという話をしました。税務署にも、農業委員会にも確か来てお話ししました。その後、そういう農地に限らず、畜産だとかいろんなハウスもので土が見えないところでも農地という扱いになるような見解の説明が資料で出ました。今言われた資料はどうして出ないんでしょうか。かなり前から、建物等が建ってもいいということは出ていましたよね。

海老澤委員 2015年以降にできたパンフレットの中に確かそういうことも書いてあったと思います。だから、それを出してくれると非常に分かりやすい。

事務局 パンフレットがあるかどうかというのが……。そのときに緩和された要件というのはもちろん分かっているんです。ただ、パンフレット自体が、この間探したんですけども……。

海老澤委員 それは東京都に聞くと何かして、多分データがあるでしょう。5年たっていない話なので、絶対あるはずなんです。

事務局 調べてみます。

鈴木委員 あれは東京都から出ているでしょう。

海老澤委員 そう、東京都農業会議から出ていたのかな。それを見ていただけると、多分ご理解いただけるんじゃないかと思うんですけども、それがないので、ちょっとみんなこんがらがっている。

鈴木委員 それを全委員に送っていただければ、考え方としては分かりやすいんじゃないですか。

事務局 こちらでもう一度確認させていただきますので、よろしくお願いします。

穴戸会長 本日は大変いろいろなお意見をいただきまして、これが本当に農業委員会じゃないかなと私も思います。

まず、回答できるものは事務局から出していただいて、この農業委員会がスムーズに、また、いい方向に向くように、皆様方と力を合わせて、世田谷の農業委員会を守り立てていただけたらと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

では、これで農業委員会総会を終了させていただきます。

それでは、高橋会長職務代理者に閉会の挨拶をお願いいたします。

高橋会長職務代理者

(会長職務代理者あいさつ)

この議事録は、令和2年9月29日（火）開催の第2回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男